



愛犬家のみなさんへ

# あなたのマナーは大丈夫ですか?

## 現

在、美郷町には約1000頭の飼い犬が登録されています。6〜7世帯に1頭が飼育されていることになり、その数は決して少なくありません。わたしたちの身近なパートナーである飼い犬の飼育方法を今一度見直してみましよう。

## 犬を飼ったときは登録手続きが必要です

生後91日以上犬を飼っている方は飼い犬1頭ごとに役場で登録しましょう。犬が死亡したときや飼い主が変わったとき、犬の所在地が変わったときには役場の届け出が必要です。

## 近隣の世帯への気配りを忘れずに

放し飼いはやめましょう。また、逃げ出さないように注意しましょう。飼い犬を散歩させるときは引き綱(リード)を付け、散歩中に排せつしてしまつたフンは必ず持ち帰りましょう。フンの置き去りは近所迷惑です。

## 狂犬病予防注射は毎年1回受けさせましよう

狂犬病に感染した動物に人がかまれ、発症すると死亡します。狂犬病の発生とまん延を防ぐために、飼い犬には毎年1回狂犬病予防注射を受けさせましよう。



狂犬病予防注射済票

## 飼い犬と楽しく暮らすために

飼い犬には『鑑札』を付けておきましょう。『鑑札』は犬の登録時に渡されます。



鑑札

飼い犬は責任を持って飼育できる頭数にしましょう。また、犬の習性や年齢に応じた健康保持とつけを行い、家族みんなが飼い犬に関心を持つて生活しましょう。

問い合わせ ● 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

## 愛

犬との付き合い方について秋田県動物管理センターの高橋俊嗣さんからお話を伺いました。

「飼い犬を散歩に連れて行き、外で排せつさせ、それをそのままにして帰って来てしまう方がいます。これは飼い主のマナーとモラルの問題であり、一般常識だと思います。犬は自分の手足でお尻をふいたり、フンを持って来るということは出来ません。犬を飼うときには散歩時のフンの後始末が必要だと考えておかなければならないはず。犬の可愛らしさにひかれ、衝動的に飼い始めてしまったために、飼い主の責任を怠る方が出てきてしまうのかもしれない。」

飼い犬のフンを始末することの必要性は公衆衛生の観点からだけ求められているものではありません。実は犬の健康管理を行ううえでとても役に立ちます。「今日のフンは柔ら



秋田県動物管理センター 副主幹 高橋 俊嗣さん (塚)

## 犬を飼うときは「終生飼養」を前提に

うえに、マナー違反までしているということ、情けなく恥ずかしい思いをしているのではないのでしょうか。現在はフンの後始末が簡単に出来る道具も市販されているので上手に利用してもらいたいと思います。

犬を飼う際の注意として、『放し飼いをしない』ということも大切です。近年は放し飼いをしている世帯は少なくなりましたが、家族の一員である愛犬を事故から守るという意味でもぜひ徹底して欲しいと思います。時折、散歩の途中でリードを外す方

がいますがこれも危険です。普段は大人しい犬であっても、急に興味を引くものが現れたり、怖い思いをしてパニックに陥ると行動が制御できなくなります。公道であれば通学途中の児童に駆け寄り寄る可能性もあります。飼い主が飼い犬の行動を制御できないというのは周囲への配慮が欠けていると言えるでしょう。

また、飼い主が行わなければならないこととして狂犬病の予防接種があります。狂犬病が発症した場合は致死率が100%です。日本国内では数十年間発生していませんが、海外では毎年5万人もの人が亡くなっている恐ろしい病気です。国内では発症例がないのに、何故予防接種が必要なのかと言えば、仮に国内にウイルスが入って来た時のために病気が広がらないように備えておく必要があるからです。ウイルスが流行し、自分の犬が狂犬病になれば家族全員に伝染する危険性があります。予防接種料3070円が家族や近所の方々の命を守っているのです。

飼い犬は小さくて可愛い時期ばかりではありません。老齢になり世話が大変になるときも来ます。犬を飼うのであればぜひ最後まで責任を持って飼ってもらいたい。『終生飼養』に自信がないのであれば、飼う前に踏みとどまって欲しい。それも犬たちへの愛情だと思っています。」

(取材協力 大仙保健所、秋田県動物管理センター)

## 東北電力からのお願い

問●東北電力大曲営業所お客様センター ☎0120-175-466

東北電力では検針員が毎月メーター(計量器)の検針にお伺いしていますが、犬に吠えられて検針ができなかったり、犬にかみつかれるなどの事故が発生しています。愛犬の管理にご配慮いただき、円滑な検針作業と事故防止にご協力をお願いします。検針日は地域によって異なりますので「電気ご使用量のお知らせ」でご確認ください。